

# 真野小学校長寿命化改良等工事に係る仮設校舎賃貸借の入札に関する質問書に対する回答

令和7年7月1日

入札参加者 各位

大津市長 佐藤 健司

標記入札に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

| 番号 | 仕様書P | 質問  | 回答  |
|----|------|---|---|
| 1  | -    | 仮設許可申請提出されるにあたり省エネ法、福祉のまちづくり条例、112～114条防火区画などの緩和は全て適応される物と考えておりますが宜しいでしょうか。   | 関係法令に適合すれば、メーカーの仕様で可とする。  |
| 2  | -    | 設備にかかる項目で条例等で定められている事項があれば指示を御願い致します。   | 上記のとおり。   |
| 3  | -    | 各室有窓判定と考えておりますが宜しいでしょうか。<br>無窓判定室がある場合は詳細指示を御願い致します。  | 現計画において無窓判定室はない。  |
| 4  | -    | <p>【配線配管材料・施工方法は、プレハブ構造の仮設リース工事を前提とした下記仮設仕様で宜しいでしょうか。】</p> <p>A)設備機器はリース品(中古品)にて対応。<br/>(電灯盤は樹脂又は鋼板製、動力盤は樹脂製対応)</p> <p>B)配線はエコーケーブルではなく一般ケーブルにて対応。</p> <p>C)電気回路の主幹または分岐保護に漏電遮断器を設置した場合、接地工事は2Ω以下の低抵抗が取れるとし、ELBIに保護された回路のELB用D種接地工事とELBIに保護されていない回路のD種接地工事を併用と想定。</p> <p>D)照明用の接地工事は不要とし、照明、換気扇は天井ビス止め固定にて対応。</p> <p>E)天井内コロン配線にて対応。</p> <p>F)室内立下げ配線保護及びプレート類は樹脂製にて対応。(天井出線部の補修不要と想定)</p> <p>G)露出配線保護はVE管、PF管、FEP管にて対応。(鉄管、塗装無し)。</p> <p>H)壁付換気扇フードは樹脂製にて対応。</p> <p>I)換気は第三種換気を基本とし、片切りスイッチによる『動作/停止』の運転にて対応。<br/>※24H換気表示はスイッチテプラ貼りとする</p> <p>J)天井換気扇のダクト外保温は不要とし、フレキシブルダクトにて対応。</p> <p>K)埋設土は掘削土にて対応(残土現場内処分)。</p> <p>L)給水バルブボックスは樹脂製にて対応。</p> <p>M)汚水桝は小口径とし蓋も塩ビ製にて対応。</p> <p>N)雨水配管工事については樹脂製溜桝での施工とし、配管は基本100Aの0勾配にて対応。</p> | <p>A)よろしい。</p> <p>B)電気設備要求水準表に記載のとおり。</p> <p>C)適法であれば可とする。</p> <p>D)メーカー標準で可とする。</p> <p>E)よろしい。</p> <p>F)よろしい。</p> <p>G)電気設備要求水準表に記載のとおり。</p> <p>H)よろしい。</p> <p>I)適法であれば可とする。</p> <p>J)よろしい。</p> <p>K)掘削土のうち良質土については、再利用及び場内処分を可とする。</p> <p>L)リース後に撤去する物については可とし、残置する物については鉄蓋付コンクリート製ボックスとする。</p> <p>M)リース後に撤去する物については可とするが、車両の乗り入れ箇所については受注者の判断により対応すること。</p> <p>N)メーカー標準で可とする。管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き1/100以上とすること。</p> |
| 5  | -    | <p>【法定点検について】</p> <p>A)法令等に基づく必要な保守点検、報告等は本業務に含むものとする記載がございますが、必要な法定点検をご指示ください。</p>   | 消防設備点検、小荷物専用昇降機点検、水道法第34条の2に基づく法定検査等、建築基準法第12条に基づく法定点検、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を含む。その他保守点検については落札者との協議による。  |

| 番号 | 仕様書P | 質問  | 回答  |
|----|------|---|---|
| 6  | -    | <p>【2期移設工事について】<br/>A)2期工事期間中職員室、事務室、放送室を北校舎2Fへ移転するための移設工事について、<br/>①リース品のみの移設工事。<br/>②すべて同時に移設できる。<br/>と考えておりますが宜しいでしょうか<br/>B)移設する時期を具体的にご教示ください。</p>   | <p>A)よろしい。<br/>B)令和8年12月ごろを想定している。</p>  |
| 7  | -    | <p>【保温工事について】<br/>A)給水配管等は屋外露出部のみ保温工事を行うと記載がございますが、ラッキング等を行わず、簡易ワタッチ保温(10mm厚)での対応でも宜しいでしょうか。</p>  | <p>A)機械設備要求水準表に記載のとおり、凍結防止可能なものであれば、よろしい。</p>   |
| 8  | -    | <p>【給湯設備について】<br/>A)衛生設備機器表、流し台に電気温水器が記載されておりますが、リース品の据置型12L(直接飲用不可)での対応とさせて頂いても宜しいでしょうか。</p>   | <p>よろしい。</p>  |
| 9  | -    | <p>【雨水排水設備について】<br/>A)雨水排水放流先は仮設校舎北側の既設側溝でよいと考えておりますが、宜しいでしょうか。</p>   | <p>よろしい。既設側溝は復旧すること。</p>  |
| 10 | -    | <p>【機器設備について】<br/>A-1)1F配膳室の流し台について、1F平面図は1800x700x800と記載がございますが、衛生設備機器表には、W1200xD600xH800と記載がございます。<br/>衛生設備機器表を正と考えて宜しいでしょうか。<br/>A-2)上記不可の場合、1F平面図記載の流し台サイズについて、流し台W1200xD550xH800と調理台W600xD550xH800での対応とさせて頂いても宜しいでしょうか。</p>  | <p>A-1)1800×700×800とする。<br/>A-2)よろしい。</p>   |
| 11 | -    | <p>【既設配管接続等について】<br/>A-1)機械設備要求水準表 特記事項に、本体工事(長寿命化改良等工事)に伴う給排水等の使用が不可になる場合は、本業務にて配管の接続替え等を行うことと記載がございますが、仮設工事において接続替え工事は発生しないと考えて宜しいでしょうか。<br/>A-2)上記仮設工事の接続替え工事が発生する場合、別途協議として宜しいでしょうか。<br/>A-3)上記不可の場合、設備の種類、配管種、配管口径、ルート及び接続先等と、既設配管の撤去が必要となる場合も含め、詳細をご教示ください。<br/>B)機械設備要求水準表に、『仮設校舎に関する仮設配管等について、本体工事で支障となる場合は、受注者の責において移設すること』と記載がございますが、仮設校舎設置後(配管敷設後)に、支障となる配管が見つかった場合、別途協議として宜しいでしょうか。<br/>C-1)特記仕様書に、本業務に伴い既設工作物(増設配管含む)が影響を受ける場合の機能維持のための復旧(迂回)対応は、本契約に含むと記載がございますが、当工事は発生するのでしょうか。<br/>C-2)上記発生する場合、別途協議として宜しいでしょうか。<br/>C-3)上記不可の場合、設備の種類、配管種、配管口径、ルート及び接続先等と、既設配管の撤去が必要となる場合も含め、詳細をご教示ください。<br/>D)特記仕様書に、各設備の配管移設等に関しては、関係業者と協議し、その指示に従うことと記載がございますが、別途協議として宜しいでしょうか。</p> | <p>※仮設校舎と本体工事に関する工事区分の考え方については別紙1のとおりとする。<br/>※既存資料については、請求に応じて当市教育総務課窓口にて配布する。(郵送不可)</p> <p>A-1)よろしい。<br/>B)よろしい。<br/>C-1)受注者の責任施工とする。<br/>C-2)調査不足などによるものは受注者の責任による。<br/>C-3)既存資料については、請求に応じて当市教育総務課窓口にて配布する。(郵送不可)<br/>D)よろしい。</p> |